

第5回議会運営委員会記録

令和5年11月28日

【開催日】 令和5年11月28日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時27分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 令和5年第4回（12月）定例会に関する事項について
- 2 特別委員会について
- 3 本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影について
- 4 全員協議会の開催日時について
- 5 その他

午前10時 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第5回議会運営委員会を開会いたします。付議事項の1点目、令和5年第4回（12月）定例会に関する事項についてです。事務局から説明をお願いします。

山田議会事務局議事係長 付議事項1、令和5年第4回12月定例会に関する

事項について御説明します。まず、（１）会期案について及び（２）議事日程について、一括で御説明します。（１）会期は、１２月１日金曜日から１２月１９日火曜日までの１９日間としたいと思います。今回の議案等については、資料１を御覧ください。市長提出案件として議案が２４件、報告が１件あります。議案については、総務文教常任委員会所管が１０件、民生福祉常任委員会所管が７件、産業建設常任委員会所管が６件、一般会計予算決算常任委員会所管が１件となります。（２）議事日程案について、資料の資料２のとおりとしております。本会議の初日は１２月１日金曜日となります。午前１０時に本会議を開会し、まず、会期の決定を行います。続いて、諸般の報告は、議会から事務報告があります。続いて、報告１件を報告及び質疑となります。続いて、２４件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。４日月曜日は、９時から付託先となると思われる総務文教に係る委員会と分科会、民生福祉に係る委員会と分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第１委員会室、民生福祉が第２委員会室です。５日火曜日は、９時から付託先となると思われる産業建設に係る委員会と分科会を開催としております。開催場所は第１委員会室です。６日水曜日は委員会予備日です。７日木曜日から１３日水曜日までは、土曜日及び日曜日の休会を除き、一般質問の予定としております。このたびの通告者は９人でした。後ほど、開催日と人数の割り振りの決定をお願いいたします。１４日木曜日は議事整理のため休会とし、１５日金曜日は一般会計全体会とし、１６日土曜日から１８日月曜日までは休会とします。１９日火曜日は本会議最終日とし、午前１０時から付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、議員派遣について及び閉会中の調査事項についての議決を行います。以上のような日程案を組んでおります。説明は以上です。

宮本政志委員長 今、事務局から（１）と（２）の説明がございました。一般質問は９人ですね。この振り分けを資料２の日程の中から（１）にありますけど、人数の振り分けについて事務局から何か補足がありますか。

岡田議会事務局議事係主任 申し合わせ事項により、一般質問は1日につき4人までとなっております。また、1日に1人のみが行うということは避けていたという先例があります。

宮本政志委員長 今の事務局の説明を踏まえて、一般質問者9人の振り分けをどういたしましょうか。御意見はございますか。

大井淳一郎委員 申し合わせ事項によると、1日4人となっております。それを堅持した上でバランスも考えるならば、1日目が4人、2日目が3人、3日目が2人という運用がよろしいかと思えます。

宮本政志委員長 大井委員から1日目が4人、2日目が3人、3日目が2人という御意見が出ました。ほかの委員の方、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、3日間の一般質問に関しては、9人を4人、3人、2人に分けると決定しました。引き続いて（3）、（4）について事務局から説明よろしいですか。

山田議会事務局議事係長 （3）議案第81号の本会議での議決方法については、資料を読み上げることで説明とさせていただきます。「議案第81号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について（以下「本議案」という）は、高齢者福祉施設であるケアセンターさんようを廃止するものである。そのため、本議案は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第2条第2号の「福祉施設」の廃止に該当するため、その議決方法は、地方自治法第244条の2第2項による特別多数議決となる。なお、表決は、記名投票（青票・白票）により行う。」。（3）は以上です。続きまして、（4）陳情・要望書等の取扱いについて御説明します。このたびは6件提出されています。資料3-1から3-6までを御覧ください。公益社団法人日本理科教育振興協会、会長大久保昇様から「令和6年度理科教育設備

整備費等補助金予算計上についてのお願い」が、山口県建設労働組合執行委員長、吉村修様及び同組合小野田支部長、竹本登様から連名で「地域建設産業の再生に関する要請書」が、山口県建設労働組合小野田支部長、竹本登様から「山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の予算の拡大と助成金の増額を求める要請書」が、一般社団法人日本教材備品協会、会長大久保昇様から「学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い」が、公益社団法人厚狭法人会から「令和6年度税制改正に関する提言について」が、宇部地域労働組合総連合議長、小倉章雄様及び山口県労働組合総連合議長石田高士様から連名で「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」が提出されています。これらに係る調査委員会の決定等を行っていただきたく存じます。

宮本政志委員長 （3）と（4）について、（3）は議案第81号は特別多数議決ということで説明がございました。（4）に関しては、アからカまでの説明がありました。一つずつ行きます。（3）について御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、（4）について御意見はございますか。

森山喜久副委員長 調査委員会を決める必要があると思います。資料3-1は総務文教常任委員会で、資料3-2、3-3は産業建設常任委員会で、資料3-4、3-5については総務文教常任委員会で、そして、資料3-6は、中小企業支援となりますので、産業建設常任委員会でいいのではないかと思います。

宮本政志委員長 今、森山副委員長から、アは総務文教常任委員会、イとウは産業建設常任委員会、エとオは総務文教常任委員会、カは産業建設常任委員会という振り分けの提案がございました。この振り分けでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、（4）の振り分けに関してはそのようにいたします。付議事項1については以上です。続きまし

て、付議事項2に入ります。特別委員会についてです。まず、(1)政策提案特別委員会の設置についてです。これについて各会派から設置理由をお聞きしたいんですが、御意見がございましたらお願いします。

大井淳一郎委員 設置の必要性について、これは議長からの諮問を受けて俎上に乗ったものです。我が市議会では機能強化の部分、とりわけ政策立案能力が現在の課題でございますので、次なるステージに進むためにもこういう特別委員会は必要であると考えます。

伊場勇委員 以前、議長からも発言がございましたが、議会基本条例における活動原則の一つとして「政策立案と提言の強化に努めること」がございました。また、同条例第9条には政策討論会の設定についても記載があり、これがなかなかできてないところについては別の視点での課題です。政策立案と提言を進めるために、また、それによって議会内の議論を活性化させることは、議会が次のステージに上がるために必要な活動の一つだと認識しておりますので、この政策提案特別委員会の設置は必要だと思います。

笹木慶之委員 政策提案にはいろいろな議論をして方向性を求めるという課題がございます。したがって、それらを受けてしっかり議論していきたいと思っております。

宮本政志委員長 今、3人の委員から、この立ち上げについて異議はなく、また、設置すべき理由もお聞きいたしました。この政策提案特別委員会の設置に伴って広報特別委員会等の定数を考える必要があります。前回、森山副委員長から、市民から声を聞くことが目的だからということで、広聴特別委員会の人数を多くする根拠を言っていただきました。それに付随して広報特別委員会の定数変更ということが絡んでくるんですけど、(2)広報特別委員会の定数変更について、理由や根拠等も含めて御意見があればお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

森山喜久副委員長 前回、広聴特別委員会については、市民からの声を聞くことが目的の委員会であるということで、それぞれの委員会の定数は、広聴特別委員会は7人、広報特別委員会と政策提案特別委員会については6人がよいのではないかと提案させていただきました。

宮本政志委員長 今、森山副委員長が人数の根拠を述べました。政策提案特別委員会が6名と広報特別委員会が6名であります。これに関して御意見等がございましたらお聞きしたいんですけど、いかがですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩を入れたいと思います。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。資料の4-1が特別委員会の設置の草案、資料4-2が委員定数の変更に対する草案です。事務局に説明を求めます。

岡田議会事務局議事係主任 資料4-1から4-3までを御説明させていただきます。順に特別委員会の設置についての議案の草案、特別委員会の委員定数の変更についての議案の草案、そして、二つの議案の説明の草案となっております。これらは、先ほどまで議会運営委員会におかれまして委員の皆様が議論された内容を議案の形式にしたものでございます。また、資料中、空白としている部分がございますが、これはまだ確定していないところでございます。具体的に申しますと、議案の提出の方法と、それによって提出者が異なってきますので、その提出者、そして、いつ上程するかという日程を空白としております。この点につきまして、引き続き御議論いただけたらと思います。説明は以上です。

宮本政志委員長 この草案を議案として、議員提出か委員会提出かのどちらかの形で提出するようになるんです。このことについても踏まえて、御意見や事務局への質問等がありましたら、お聞きします。

大井淳一郎委員 議員提出議案の場合は、全議員一致のものについて出されるものであります。この特別委員会の設置については、三つの会派では合意が取れておりますが、無所属議員の意向が読めないところです。これは今日の時点ではっきり決められないかもしれませんので、議会提出議案か委員会提出議案か、その辺りの対応については正副委員長に一任したいと思っております。

宮本政志委員長 大井委員から、議員提出か委員会提出かということについては、私と森山副委員長と事務局で協議して、改めて議会運営委員会に草案を提出していただきたいという御意見がございました。伊場委員、笹木委員、いかがですか。

伊場勇委員 そのとおりに進めていただけたらと思います。

笹木慶之委員 方向性については特段問題ございません。お願いします。

宮本政志委員長 本日は結論が出せませんので、今3人がおっしゃったように、皆さんの御意見も踏まえて正副委員長と事務局で草案をまとめて、後日の議会運営委員会に提出したいと思いますですがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、付議事項3に入ります。本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影についてです。前回の議会運営委員会の中で各会派の御意見を集約していただいております。こちらの付議事項3について御意見等がございましたらお願いいたします。

伊場勇委員 報道関係者以外の傍聴人、いわゆる一般傍聴人による写真撮影については、議会運営委員会において守るべき事項等を決めて撮影をオー

ケーしているところです。その運用の中で先日、一般の方がこの委員会を撮影されました。撮影の仕方について、長く音が出ているところもありました。それについては、議場や委員会室は静粛な場でございますので、あまり音を出すのはふさわしくないと感じたところです。しかしながら、開かれた議会の取組の一つとして、この写真撮影については認めるべきものという考え方もあると思います。やめたほうがいいとか、続けたほうがいいとかの結論をすぐに出すのではなくて、守るべき事項の内容をさらに精査する必要があると思っています。例えば、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮するとか、議長及び市議会事務局職員の指示に従うとか、それらの点をさらに具体化する必要があると思います。また、例えば議員が言論を抑制されるような事案が生じるのであれば、そもそもその撮影はふさわしくなかったという考え方でもできると思います。結論はすぐには出ないですけども、熟考して進めていくべきかと思っています。

宮本政志委員長 たしかに、以前の議会運営委員会の中で、議長から議会運営委員会宛てに、傍聴人の写真撮影についてどうすべきか議論していたきたいという諮問を受けております。今、伊場委員は、この写真撮影そのものを禁止するのか、あるいは、いろいろな条件付きで写真撮影自体は認めるのか、その辺りを二つ言われました。ほかの委員から御意見はございますか。

笹木慶之委員 会派の中でいろいろ議論しましたが、議会運営の問題に対しては、やはり厳粛に取り扱う事案だと思っています。したがって、写真撮影につきましては、いわゆる守るべき事項とか原則的なものとかにしっかりと配慮した上で対応すべきだということを申し上げております。そういった配慮の下にしっかりした対応が必要であろうと思っています。

宮本政志委員長 至誠一心会としては、この写真撮影に関しては禁止の方向じゃなくて、何か条件付きでこのままということでもいいんですか。

笹木慶之委員　できれば配慮してもらいたい、つまり控えてもらいたいということですが、細かいこと禁止するような発言をするのではなく、やはり前向きな姿勢の中でしっかり配慮した対応をしてほしいと。しっかりした議会運営をしてほしいということです。だから、それを基にしっかり判断して配慮してほしいということですね。

大井淳一郎委員　この議論は、先般の議長からの「議論してほしい」という諮問を受けてのことです。当時、私が委員長の際にこの取決めを決定したという経緯があります。それ以後、一般傍聴人の写真撮影を認めたところ、顧みて気になるところは、結構移動されたりする点と、特に連写のときにシャッター音が目立つよう見受けられる点です。それによって議員の発言が抑制されているようだとと言われると、思い起こせばそのように思います。やはりこれらに対しては少し規制というか、御遠慮いただかないと。私たち議員は、写真撮影があるからといって言論を抑制されるようではいけないところもあるんですが、やはり議員にもメンタルが強い人もいれば弱い人もいます。いろいろな議員がいる中で、どの議員もしっかりと公平に言論することが本望だし、市民の負託に答えるということを踏まえるならば、やはり傍聴人にも配慮を願いたいです。ただ配慮を願いたいと言っても、それだけではどこまでをやればいいのかということがあるでしょうから、今、2人の委員からもありましたように、やはり傍聴人の注意事項等に明確に書いていくと。例えば、基本的には傍聴席から席を立たないとか、あるいはシャッター音や連写の音等を鳴らさないとか、その辺の表現には注意が必要だと思いますが、しっかり明記していくことによって傍聴人にも協力していただくということがよろしいのではないかと考えます。

宮本政志委員長　大井委員の御意見からすると、廃止の方向もありますけど、仮に廃止をしないのであればいろいろ条件をつけていくと言われたと思うんです。先ほどの大井委員の発言の中にあっただような、写真撮影のと

きに移動したとか、シャッター音の関係とかで何か具体的に発言を抑制されたので今後はやめてほしいなどという声がありましたか。別段なかったですか。

岡田議会事務局議事係主任 委員長が申されたような御相談等は、受けておりません。

宮本政志委員長 写真撮影をされる方が委員会開会中にうろうろ移動されたり、あるいは、事業審査等に集中できないようなシャッターの連写があったりといったときには、どこまで委員長権限が及ぶんですか。それを禁止するということはできるんじゃないですか。あるいは、それで注意して従わない場合には退席していただくと。事務局、いかがですか。

岡田議会事務局議事係主任 委員長ということでしたので、委員会のことでお話しさせていただきますと、委員会開会中におきましては、委員長の整理権でそういった措置を行うことは可能だと考えます。

宮本政志委員長 この付議事項に関してそれぞれ会派の委員から御意見をお聞きしました。先ほど伊場委員は早々に結論が出にくいということもおっしゃったんですけど、しっかり議論して結論がなかなか出ないのと、単なる先延ばしは違いまして、この先延ばしにはしたくないので、ここで皆さんの今の発言に関して少しまとめたいと思います。暫時休憩に入りたいと思います。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。付議事項の三つ目の報

道関係者以外の傍聴人による写真撮影についてです。本市議会には傍聴に関する規則や規程がございます。そのことについて事務局から少し詳しい説明を聞きたいのですが、いかがですか。

岡田議会事務局議事係主任　それでは、傍聴につきまして、また、現在は一般傍聴人の写真撮影が認めておられますので、その構成について御説明をさせていただきます。まず、傍聴人につきましては法律、規則、規程等に特段の定義がございませんので、一般的な定義になると思います。読んで字のごとく、会議等を傍らで聞く者というのが傍聴人になるかと思えます。そして、本市議会の傍聴規則や委員会傍聴規程を見ますと、例えば傍聴規則の話ですが、第7条傍聴人の守るべき事項の中の第7号として、「撮影又は録音をしないこと。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。」と規定されております。この規定が設けられた趣旨が書籍に書かれてありますので、この部分を読み上げます。「この規定は、全ての傍聴人が傍聴席で許可なくして写真、映画等を撮影し、または録音することの禁止規定である。この条項は、原則的にこれを禁止することの措置を講じつつ、特に議長の許可制としたものである。会議公開が基本原則であり、いわゆる報道の自由から見て新聞記者等については無制限とするか、最小限の制限とするかが問題であるというように、やはり秩序保持のためにこれらを一律禁止する必要がある。ただし、報道の自由の観点から、そうは言っても一部そういった例外を設けるべきであろう。」。これが規則の規定の趣旨でございます。そして、本市議会といたしましては、現在、政策判断によりまして、一般傍聴人や報道の方々には事前に申請していただいて、一般傍聴人に対しては写真撮影が、報道関係の方に関しては写真や動画の撮影が許可されるということになっております。

宮本政志委員長　今の事務局の説明のとおり、政策判断として写真撮影に関しては許可すると決めていますね。それも踏まえて御意見はございますか。

森山喜久副委員長 以前、一般傍聴者について写真撮影のみを認めるという議論がありました。その中で、今は携帯電話のカメラで撮る人が多いんじゃないかという議論があり、無音状態なのか、シャッター音なのか、そして、シャッター音についてはどうなのかという議論がありました。その中でやはりシャッター音が気になるかどうかなどいろいろな議論がある中で、全員には聞いていなかったという経過があります。ただ、最終的に、過度なシャッター音や記者会見でよくカシャカシャという音が鳴ると別ですが、単に1回ピッと写真を撮るというのは、程度の問題なのでこの辺は柔軟にしていこうということで、一般傍聴については写真撮影を認めていくと結論づいたと記憶しております。

宮本政志委員長 今、森山副委員長が言われたように、この写真撮影の許可を決めた議会運営委員会の中で、記者会見で連写するようなシャッター音はまた別ですと。ただ、単に1回程度ということ为前提に一般傍聴についての写真撮影を認めていこうという経緯で許可が決まりました。先ほどの事務局の説明と、森山副委員長が当時の議事録を基に申しましたが、皆さん、御意見はございますか。

伊場勇委員 先ほど申し上げましたとおりですが、傍聴に関する規則、規程を踏まえて、もう一度写真撮影をするに当たっての守るべき事項についてもいろいろ検討する余地があるのかなと思っています。

笹木慶之委員 現状ではもう特段の意見はありません。先ほど来いろいろ申し上げているように、やはり性善説で判断していかないといけません。現状のしっかり配慮した形の中で議会運営ができていると理解したいと思っています。先ほども少しありましたが、いろいろな議論を踏まえて判断するという必要かと思いますが、私自身はもうある段階まで来ているんじゃないかなと思っています。ですから、やはり良識を持った判断をしてほしいと思っています。

大井淳一郎委員 性善説に立って判断ということなのですが、結局、先ほど申し上げましたように、配慮してくれということだけでは不十分で、どこまでいいのか、どこから悪いのかを傍聴人に理解してもらわないといけないと思います。ですので、どこまでが許されるのか、駄目なのかを明確にすると。あるいは、明確にできないのであれば、やはりここは原則に立ち戻って、先ほど事務局から「傍聴とは傍らで聴くこと」とありましたけれども、その原則に立ち返って、一般傍聴人の撮影は禁止することも考えないといけないと思っています。というのは、シャッター音について、連写は駄目ですと、連写が駄目なら2回ならいいのかとか、3回ならいいのかとか、また、場所について、ここまでは移動してはいけませんとか、どこまでは移動していいとかが出てきます。また、以前あったのが、音なしの動画撮影を認めるという議論の中で、最終的には事務局で動画撮影かそうでないかをチェックするという運用で決まったんですが、正直言って結構難しい運用なんです。ですから、全部認めるか、全部認めないかという最終的な議論になったので、やはりここは、開かれた議会も必要ですけれども、ある程度の線引きも必要で、運用が難しいようであれば一般傍聴者の撮影は禁止していくということも検討していかないといけないと思っております。

宮本政志委員長 伊場委員、笹木委員、大井委員の御意見を聞いておりますと、もう少し議論する余地があると感じます。今日この場で、条件付きで認めていく、あるいは写真撮影を禁止していくという結論を出すのは、非常に難しいように思うんです。これはまた次回以降、近いうちに結論を出していくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項3に関しましては、これ以降の議会運営委員会で議論して結論を出していきましょう。それでは次に参ります。付議事項4について、事務局からの説明をお願いします。

山田議会事務局議事係長 全員協議会の開催日時についてですが、議運決定事項の報告のため、12月1日金曜日午前9時30分から全員協議会を開

催したいと考えております。

宮本政志委員長 今の付議事項4の説明について、何か質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）それでは付議事項4を終わります。付議事項5番、その他ございますか。

笹木慶之委員 昨年の夏頃、6月ぐらいだと思いますが、代表質問の取扱いについて、いろいろ意見を言ったと思います。その中の方向性は、まだ決定事項ではなかったと思っておりますが、我々の会派からもいろいろ意見を言わせてもらいました。会派とすれば、やはり状況を加味した上で検討すべき事項だということで発言しました。その方向性を受けて、3月議会に向けての最終的な議論を早めにしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 笹木委員から3月定例会の代表質問のことについて議論してほしいという要望がございました。事務局に聞きますが、来年の3月定例会の代表質問の取扱いについては、この12月定例会の間に決めたほうがいいんですか。その辺りの日程的なものをお聞きしていいですか。

岡田議会事務局議事係主任 通例では、3月定例会の日程は12月定例会中の議会運営委員会において案をお示ししております。ですので、次回3月定例会の日程に関する、代表質問につきましてはこの12月定例会中に日程を示す必要がございますので、御対応いただけたらと考えます。

宮本政志委員長 そうしますと、この代表質問に関しましては、廃止という考え方もあれば、休止という考え方もあれば、もう今のままの流れでという考え方もあり、いろいろあると思います。事務局の説明では、12月定例会の早いうちに決める必要がございますので、各会派に持ち帰っていただいて、できれば次回で結論を出していきたいと思っております。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにもございますか。

伊場勇委員 議会基本条例の検証と研修について、基本条例には、2年経過してから速やかに行うということでございます。12月定例会の終わりぐらいには研修ができると感じておりますし、検証には時間がかかります。やはりしっかりスケジュールを立てないといけないと思います。内容についても、やり方についても、少し時間かかると思いますので、その点について、次回以降に協議できたらいいと思っています。

宮本政志委員長 今、伊場委員からございました議会基本条例の検証は、その前に研修をする必要がございます。これも行っていくというような流れでよかったですよね。（うなづく者あり）これも12月定例会中、もしくは、その後でどうするかを決めないといけません。あまり時間がないので、この議会基本条例の研修については、また次回の議会運営委員会でやりましょう。

岡田議会事務局議事係主任 議会基本条例の研修の日程につきましては、前回の議会運営委員会におきまして、12月19日、本会議最終日と決定したかと存じます。

宮本政志委員長 研修の開催日は、12月定例会最終日の本会議終了後でした。検証は、その研修を踏まえてそれ以降に行えるよう、議会運営委員会で検討していくという状況でした。その他に何かございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）事務局からは大丈夫ですか。（うなづく者あり）議長、副議長もよろしいですね。（うなづく者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分 散会

令和5年（2023年）11月28日

志政本宮 長員委員運營會議